

市町村の医療費助成を受けていませんか？

当組合では、組合員や被扶養者の方の医療費の自己負担が一定額を超える場合、診療報酬明細書(レセプト)に基づき、附加給付を支給しています。

しかし、お住いの市町村の条例等に基づく医療費助成に該当した場合は、二重の給付となってしまうため、附加給付の支給はありません。

当組合では医療費助成の該当の有無が把握できないため、該当するときまたは該当から非該当になったときは、「**公費負担受給報告書**」をすみやかに所属所の共済事務担当課に提出してください。

- 妊産婦医療費助成制度
- ひとり親家庭医療費助成制度
- 重度心身障がい者医療費助成制度
など

こども医療費助成制度については、対象者の住所地の市町村条例等に基づいて管理していますので、届出は不要です。

上記記事に関するお問い合わせは

保健課

☎028-615-7816